

神発第 1805 号  
2020 年 7 月 5 日

各団団委員長 各位  
地区委員長 各位  
地区コミッショナー 各位  
地区事務長 各位

ボーイスカウト神奈川連盟  
理事長 藤本欣司  
県コミッショナー 清水 裕

## 神奈川連盟新型コロナウイルス対応（第 11 報）

### ＝宿泊を伴う活動について＝

新型コロナウイルスへの厳しい活動制限のもと、指導者、保護者の皆さまの対応につきまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

添付の通り、日本連盟は令和 2 年 7 月 4 日、全県連盟宛 20-388 号（教開）「新型コロナウイルス感染への対応について（第 10 報）」を各都道府県連盟宛に通知しました。

その中で日本連盟はこれまでの方針\*を変更し、「部活動の合宿が再開されているなど、地域の状況を踏まえたうえで、宿泊を伴う活動などについても実施できることといたします」とする決定をしました。

※ 日本連盟第 9 報「感染リスクの高い宿泊を伴う活動（キャンプ、舎営を含む）については、夏休み期間中は自粛するよう要請する」

すでに夏期の団・隊活動について計画を進めていることと思いますが、この日本連盟の大きな方針変更について、神奈川連盟では、神奈川県下における状況分析と、その詳しい内容を慎重に検討し、「各団委員長の判断により、以下の通り「宿泊を伴うスカウト活動」を実施することができる」といたしました。

ただしこの措置は、政府の見解「感染が市中で広がっているわけではなく、再び緊急事態宣言を出す段階には至っていない」とする中で出されたものであり、状況が変わった場合には、変更される可能性があることについて十分にご理解をお願いします。特に 7 月 2 日に東京における新規患者数が 100 人を超えて以来、さらに状態は悪化し、7 月 4 日時点で 131 人となっている現状下、極めて慎重な対応が必要であります。従って、すでに宿泊を伴わない活動実施に向けて計画作りを進めている団・隊においては、各団委員長のご判断ではありますが、大きく変更することなく従来計画通りの活動を実施されることもお勧めできるものと考えます。

以上の通り日本連盟の方針と、以下に示す神奈川県の学校における「通常登校」実施時期の変更（前倒し）により、神奈川県のスカウト活動における宿泊を伴う活動に対する方針を変更しますが、宿泊を伴うスカウト活動再開にあたっては、日本連盟がこれか

ら変更するとしている「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や、それぞれ添付資料に示す各種のガイドライン等を必ず読み、それぞれの団や隊に即した「再開ガイドライン」を策定の上実施するようお願いいたします。

神奈川県立高校、中学に向けた学校における「通常登校」実施時期の変更（前倒し）、及びこれに伴う部活合宿に関する動向は次の通りです。

## 1. 神奈川県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しについて

神奈川県では令和2年6月24日、神奈川県教育長発の通知文書によって、5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校向け)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の開始時期を1ヶ月以上前倒しし、従来の8月31日を、7月13日(月)から開始することとしました。

表-1 県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)(令和2年6月24日 神奈川県教育長発)

再開の段階	当初予定の期間	変更後の期間	教育活動の概要	生徒数	始業
分散登校Ⅱ	6月22日(月曜日)から 6月27日(土曜日)まで	予定通り	生徒は週3回登校 40分×3時間 午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室	午前部 9:50 午後部 13:00
時差短縮Ⅰ	6月29日(月曜日)から 7月4日(土曜日)まで	予定通り	生徒は毎日登校 40分×3時間 在校時間は4時間以内、昼食可	40名/室	9:50
時差短縮Ⅱ	7月6日(月曜日)から 8月29日(土曜日)まで	7月6日(月曜日)から 7月11日(土曜日)まで	生徒は毎日登校 40分×6時間 昼食あり	40名/室	9:20
通常登校	8月31日(月曜日)から	7月13日(月曜日)から	生徒は毎日登校(土曜は学校の判断) 50分×6時間(学校による) 昼食あり	40名/室	8:40
部活動	感染症対策をとりながら「時差短縮Ⅰ」から段階的に実施。ただし、代替大会に伴う特例措置あり。「通常登校」から同様の対策のもと通常通り実施。				
学校行事	[基本的な考え方] 「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。				
	学校行事	実施に当たっての方針等(例)			
	遠足 修学旅行 (国内)	「通常登校」となるまで「延期」。その後は、長時間移動することや、宿泊を伴う場合は集団で宿泊することによる感染リスクについて、県内や旅行先の感染状況を見極めて、「校長判断」により実施を可とする。実施する場合は、国が6月23日に示した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」に基づいた、万全の対応をとること。			

## 2. 神奈川県立高校等における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン

一方、神奈川県では、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定し、前倒しされた「通常登校」を踏

まえ、部活動の「再開ガイドライン」を公表しました。(令和2年7月3日)  
 このガイドラインによると、「通常登校」における部活動については、【留意事項】  
 を踏まえた上で、「県内外への練習試合や合宿は、修学旅行の扱いと同様とする。  
 (ただし、県内の感染状況や遠征先の感染状況等を踏まえ、日数・参加人数等の実  
 施形態を工夫し十分注意し計画すること)」としました。

表-2 「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイド  
 イン」(令和2年7月3日:神奈川県)

6月24日付け教育長通知「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について」  
 県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しに係る段階的再開の期間等の変更  
 (前倒し)の内容について

- 「分散登校Ⅱ」及び「時差短縮Ⅰ」までは、当初の予定のとおりとする。
- 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日  
 から概ね3週間後)における県内の感染状況が現状と同程度である場合は、「時  
 差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日(月曜日)から「通常登校」に移  
 行する。

#### 1 「通常登校」の部活動について

- 活動に当たっては、次に示す【留意事項】を踏まえた上で実施すること。
- 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技  
 実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、校内練習や大会参加等に当  
 たっての必要な感染防止対策を講じること。
- 練習試合や合同練習の実施、公式大会やコンクール等への参加は可とする。
- その際、県内外への練習試合や合宿は、修学旅行の扱い\*と同様とする。(ただし、  
 県内の感染状況や遠征先の感染状況等を踏まえ、日数・参加人数等の実施形態を  
 工夫し十分注意し計画すること。)

##### ※修学旅行の扱い

修学旅行に関しては、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や  
 旅行先の感染状況を見極めて、延期も含め慎重に判断してください。

実施する場合は、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡「旅行  
 関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2  
 版)」についてに基づいた、万全の措置を講じること。

#### 3. 学校行事「遠足・修学旅行」の取り扱い(部活の合宿と同じ扱い)について

神奈川県が提出した先に述べた「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの  
 予定について(通知)」(県教育長発令和2年6月24日)によれば、学校行事である  
 遠足・国内修学旅行は、『通常登校』となるまでの期間は「延期」とし、通常登校  
 期間に入ったら、長時間移動することや、宿泊を伴う場合は集団で宿泊すること  
 による感染リスクについて、県内や旅行先の感染状況を見極めた上で、「校長判断」  
 により実施を可とする。」とされました。

なお、実施する場合は、国が6月23日に示した「旅行関連業における新型コロナ  
 ウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」に基づいた、  
 万全の対応をとることとしています。

#### 4. 熱中症等夏期の諸活動に向けた安全対策について

コロナの対策ばかりに気を取られがちですが、熱中症等夏期の諸活動に向けた安全対策やセーフ・フロム・ハームガイドラインに則った、安全で安心な活動が展開できますようお願いいたします。

#### 5. 実施にあたり必ず目を通し、参考にさせていただきたい資料

宿泊を伴うスカウト活動を実施する場合に、必ず目を通して検討し、参考にさせていただきたい資料を挙げます。この他様々な活動ガイドラインが出ていますので、よく調査を行い、慎重にご対応ください。

- ① 日本連盟「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(7月10日までに更新)。
- ② 神奈川連盟「神奈川連盟新型コロナウイルス対応(第10報)について」(2020年6月1日神発第1794号)
- ③ 神奈川県教育長「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」(令和2年6月24日)

[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/200624\\_guideline\\_re.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/200624_guideline_re.pdf)

- ④ 神奈川県保健体育課・高校教育課「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」(令和2年7月3日)
- [https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/200703\\_bukatsu\\_guideline.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/200703_bukatsu_guideline.pdf)

- ⑤ 一般社団) 日本旅行業協会「旅行関連業における 新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」(2020年6月23日)
- [https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020\\_domesticchoolexcursionguide.pdf](https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_domesticchoolexcursionguide.pdf)

- ⑥ 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について(5月13日時点)」

[https://www.mext.go.jp/content/202000513-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202000513-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

以上

【なお、本件に対する問い合わせは、県連事務局または、  
神奈川連盟県コミッショナー 清水 裕 shimidzu@mac.com まで。】